

山梨県合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策補助金交付要綱

制定 平成30年3月16日 森整第2059号

(趣旨)

第1条 知事は、県内の林業・木材産業における合板・製材・集成材等の競争力を高めるため、合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）、合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策交付金等交付要綱（平成28年1月20日付け27林整計第232号農林水産事務次官依命通知）、合板・製材・集成材国際競争力強化対策実施要綱（平成28年1月20日付け27林整計第236号農林水産事務次官依命通知）、合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業実施要領（平成28年1月20日付け27林整計第237号林野庁長官通知。以下「国実施要領」という。）、及び合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業実施要領の運用について（平成28年1月20日付け27林整計第238号林野庁長官通知）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象となる経費及びその補助率等)

第2条 前条に規定する事業及びこれらに対する補助率等は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「事業実施主体」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式）に必要書類を添付して、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- 2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の条件)

第4条 規則第6条による補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更は除く。）をしようとするときは、変更承認申請書（第2号様式）を提出し、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（第2号様式）を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(状況報告)

第5条 県が実施する事業を除き、事業実施主体は、事業に着手したときは、速やかに着

手報告書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 事業実施主体は、補助金の交付決定のあった年度の9月30日現在において、遂行状況報告書（第4号様式）を作成し、当該年度の10月10日までに知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第6条 事業実施主体は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 第3条第2項のただし書の規定により補助金交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第3条第2項のただし書の規定により補助金交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を第6号様式の消費税仕入控除税額報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の額の確定及び交付）

第7条 知事は、補助金を補助事業完了後に交付するものとする。ただし、知事は、必要があると認める場合には事業実施主体に対し、概算払いにより交付することができる。

- 2 事業実施主体は、前項の規定により補助金の概算払いを受けようとするときは、補助金概算払請求書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

（財産の管理等）

第8条 事業実施主体は、事業について厳正かつ的確な実施を期するとともに、事業の目的が十分達成されるよう事業完了後における運営管理に必要な措置を講ずるものとする。

- 2 管理主体（原則として事業実施主体とする。以下同じ。）は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産等（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 3 管理主体は、施設の管理運営状況を明確にするため、その種類、所在、構造規模、価格、得喪変更の年月日等を記載した台帳を備えるものとする。
- 4 管理主体は、施設ごとに管理規程を定めて適正な管理運営を行うとともに、その更新等に必要資金（償却引当金等）の積立てに努めるものとする。
- 5 事業実施主体が、普通地方公共団体である場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に定める指定管理者に管理を行わせることができる。

（財産の処分等の制限）

第9条 事業実施主体は、取得財産等（機械及び器具については、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものに限り）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、棄却し又は担保に供してはならない。

ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又

は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、知事の承認を受けたものはこの限りでない。

- 2 事業実施主体は、前項の承認を受けようとする場合は財産処分承認申請書（第8号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、棄却し又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

（書類の保管）

第10条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

（その他の項目）

第11条 補助事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、知事が別に定めるところによるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成30年3月16日から施行する。

別表 合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業

事業区分	補助区分	事業実施主体	補助対象経費 及び補助率等	軽微な変更
第1 木材加工流通施設等整備	(1) 木材加工流通施設整備 (2) スtockヤード整備 (3) 品目転換施設整備 (4) 木材加工流通施設等整備附帯事業・品目転換施設整備附帯事業 (1)及び(3)と一体的に実施するもの	体質強化計画に明記された事業主体のうち次の各号に該当する者 (1) 市町村 (2) 森林組合 (3) 生産森林組合 (4) 森林組合連合会 (5) 林業者等の組織する団体 (6) 木材関連業者等の組織する団体 (7) 地域材を利用する法人 (8) 地方公共団体等の出資する法人 (9) その他知事が認めるもの	国実施要領の別表2の区分Ⅲの2に掲げる事業を行うのに要する経費 (1) 定額（1/2以内） (2) 附帯事務費については1/2以内	(1) 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合 (2) 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、補助対象経費の30%以内を減額させる場合又は交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合
第2 間伐材生産及び関連条件整備活動	(1) 間伐材生産 (2) 関連条件整備活動 (1)と一体的に実施するもの ア 森林作業道整備 イ 鳥獣害防止施設	体質強化計画に明記された事業主体のうち次の各号に該当する者 (1) 県（恩賜県有財産管理者） (2) 市町村 (3) 森林整備法人等（森林整備法人（分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第10条第2号に定める森林整備法人をいう。以下同じ。）、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社	国実施要領の別表2の区分Ⅲの3の(1)に掲げる事業を行うのに要する経費 (1) 定額（知事が別に定めるものとする。） (2) 附帯事務費については1/2以内	(1) 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合 (2) 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、補助対象経費の30%以内を減額させる場合又は交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合

		<p>員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの。)をいう。以下同じ。)</p> <p>(4) 林野庁長官が別に定めるところにより、知事が選定した林業経営体(以下「選定経営体」という。)</p>		
第3 高性能林業機械等の整備	高性能林業機械等の整備	<p>体質強化計画に明記された事業主体のうち次の各号に該当する者</p> <p>(1) 市町村</p> <p>(2) 森林整備法人等</p> <p>(3) 選定経営体</p>	<p>国実施要領の別表2の区分Ⅲの3の(3)に掲げる事業を行うのに要する経費</p> <p>(1) 定額(1/2以内)</p> <p>(2) 附帯事務費については1/2以内</p>	<p>(1) 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合</p> <p>(2) 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、補助対象経費の30%以内を減額させる場合又は交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合</p>

第1号様式

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
氏名 印

年度 山梨県合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策
補助金交付申請書

年度において下記のとおり事業を実施したいので、山梨県合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策補助金交付要綱第3条第1項の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

- 1 事業区分
- 2 事業の目的
- 3 事業の内容及び経費の配分

(1) 事業の内容

(2) 経費の配分

経費の 区分	経費の内訳			計	備考
	県補助金	市町村費	その他		
	円	円	円		
計					

※備考欄には、補助率等を記載する。

- 3 事業完了予定年月日

- 4 収支予算

(1) 収 入

経費の 区分	経費の内訳			計
	県補助金	市町村費	その他	
	円	円	円	
計				

(2) 支 出

経費の区分	予算額	積算基礎
計		

5 添付書類

- (1) 別記様式1を添付すること。
- (2) その他事業別の添付書類は知事が別に定めるとおりとする。

(注) 第3条第2項により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額して申請する場合には、別記様式2「山梨県合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策補助金に係る消費税仕入控除税額集計表」を添付すること。

第2号様式

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
氏名 印

年度 山梨県合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策
補助金変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定の通知のあったこのことについては、次の理由により、計画を変更（中止、廃止）したいので、山梨県合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策補助金交付要綱第4条の規定により、申請します。

1 補助の対象の区分

2 変更（中止、廃止）理由

3 変更（中止、廃止）の内容

以下、第1号様式交付申請書の様式に準じる

（変更前を上段に括弧書きし、変更後を下段に記載する）

（注）その他知事が必要と認める書類を添付すること。

第3号様式

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
氏名 印

年度 山梨県合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策
事業着手報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定の通知のあったこのことについては、山梨県合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり報告します。

事業種目	
工種又は区分	
施工箇所	
事業量	
事業費	
事業費内訳	
請負者	住所 氏名
工期	契約 年 月 日 着手 年 月 日 完成(予定) 年 月 日
備考	

※(注) 事業費内訳には請負金額、入札差金、事務雑費、工事雑費、実施設計費等を記載する。入札願末書、契約書の写しを添付すること。

第4号様式

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
氏 名 印

年度 山梨県合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策
事業遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定の通知のあったこのことについては、山梨
県合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策補助金交付要綱第5条第2項の規定
により、次のとおり報告します。

事業種目								
工種又は区分								
施工箇所								
工 期	契約 着手	年 年	月 月	日 日	完成	年	月	日
事業費								
補助金交付決定額								
遂行状況	出来型金額		進捗率					
備考								

(注) 備考には作業工種・内容等を記載する。

山梨県知事 殿

所在地
団体名
氏名 印

年度 山梨県合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策
事業実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定の通知のあったこのことについては、山梨県合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり報告します。

- 1 事業区分
- 2 事業の目的
- 3 事業の内容及び経費の配分

(1) 事業の内容

(2) 経費の配分

経費の 区分	経費の内訳			計	備考
	県補助金	市町村費	その他		
	円	円	円		
計					

※備考欄には、補助率等を記載する。

3 事業完了年月日

4 収支精算

(1) 収 入

経費の 区分	経費の内訳			計
	県補助金	市町村費	その他	
	円	円	円	
計				

(2) 支 出

経費の区分	精算額	積算基礎
計		

5 添付書類

- (1) 別記様式3を添付すること。
- (2) 支払の方法(金融機関名・預金種別・口座名義人・口座番号)を記載した書面を添付すること。
- (3) その他事業別の添付書類は知事が別に定めるとおりとする。

第 6 号様式

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所 在 地
団 体 名
氏 名 印

年度 山梨県合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策
補助金の消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定の通知のあったこのことについては、山梨県合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策補助金交付要綱第 6 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

1 補助金の額	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・別記様式 2 「山梨県合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策補助金に係る消費税仕入控除税額集計表」
- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3 の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・事業実施主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

第7号様式

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
氏名 印

年度 山梨県合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策
補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定の通知のあったこのことについては、山梨
県合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策補助金交付要綱第7条第2項の規定
に基づき、概算払を請求します。

1 概算払請求金額 金 円

2 内 訳

補助金交付 決定額①	既受領額②	差引額 ①-②=③	今回概算 請求額④	備 考
円	円	円	円	

3 概算払請求の理由

4 支払の方法

口座振替

振替先金融機関名

預 金 種 別 (当座・普通)

預金口座名義人

口 座 N o .

第8号様式

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
氏名 印

財産処分承認申請書

年度山梨県合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、山梨県合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策補助金交付要綱第9条第2項に基づき、申請します。

- 1 補助の対象の区分
- 2 処分しようとする財産の明細
- 3 処分の内容
- 4 処分しようとする理由
- 5 その他必要な書類